

【83 例目】栃木県（那須烏山市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和4年7月24日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

（１）農場の概況

- ① 当該農場は、山間部に位置し、周囲は雑木林が存在していた。
- ② 農場から約 1.4km の地点で豚熱に感染した野生イノシシが本年3月に確認されていた。
- ③ 当該農場は2つのエリアからなり、農場内は16の区画（計121豚舎）に分かれ、それぞれ繁殖・中間育成（離乳）・肥育いずれかのステージの豚を主に飼養していた。

（２）飼養衛生管理関係

- ① 当該農場では専業の従業員約80名（うち25人程度が外国人技能実習生）が飼養豚の管理に従事しており、それ以外は堆肥処理担当の従業員が2～3名、運送担当の従業員が4名、事務担当の職員が4名だった。また、当該農場の衛生管理区域内で牛・馬も飼養しており、この管理担当者約6名が農場に出入りしていた。
- ② 飼養豚を管理する従業員は衛生管理区域の外にある駐車場に車を止め、各区画専用車両で各区画の管理事務所へ行き、各区画用作業着更衣の上、防護服を着用し、衛生管理区域用の長靴への履き替え、手指消毒を実施していた。
- ③ 各区画内は、屋根と防鳥ネットが設置された通路で複数の豚舎がつながっており、農場としては全体を同一豚舎とみなしていた。また、離乳豚を収容するユニットタイプの豚舎は複数のユニット全体を屋根と防鳥ネットで覆って分けけて同一畜舎とみなしていた。各豚舎に出入口はあったが、通常使用する出入口は区画ごとに原則1か所に限定していた。通常使用する出入口には畜舎用長靴、手指消毒設備が設置されており、豚舎に立ち入る際は、防護服を脱ぎ、豚舎内で踏み込み消毒を実施し、畜舎用長靴に履き替え、手指消毒を実施していた。豚舎間通路やユニット間は防鳥ネット等により野生動物侵入防止対策を講じていたことから移動時に更衣等は実施していなかった。
- ④ 衛生管理区域境界に消毒ゲートが設置され、農場に立ち入る車両は全てゲートを通過していた。ゲートでは専任の従業員又は派遣社員がタイヤ周囲を消毒しており、開門時間である6時30分から16時00分まで対応していたとのこと。また、衛生管理区域内にも、車両を洗浄・消毒する場所が1か所設けられているとのこと。
- ⑤ 豚を区画間で移動する際は、原則各区画専用のトラックを用いていた。使用後のトラックは衛生管理区域内で洗浄・消毒を実施した後、消毒ゲートで再消毒し、各区画に駐車させていたが、使用前の洗浄・消毒は実施していなかった。なお、移動の際のトラックの運転は、移動元の従業員が対応し、運転手は豚の積み込みはするが、取卸しには対応しないとのこと。
- ⑥ 農場では主にパイプラインで自動給餌していた。人工乳については手給餌をしていた。
- ⑦ 飼養豚への給与水は、井戸水で次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を実施していた。水質検査は農場の自主検査、出荷先と畜場からの要求に基づく検査の年に1～2回実施していた。
- ⑧ 肥育区画の一部では、豚舎の壁や天井に外部とつながる破損が確認された。
- ⑨ 育成区画は運動場のあるユニットタイプの飼育箱を複数並べた構造だった。育成区画の上部は屋根が設置され、側面は上部を固定し吊り下げる形で防鳥ネットが設置されていた。
- ⑩ 糞尿処理は、2つあるエリアの1つに糞の一時保管場所と浄化槽が設置されており、

設置されていないエリアからは固液分離後、糞をトラックで、尿はパイプで搬送されていた。

- ⑪ 豚の死体は、各区画専用のへい獣運搬用トラックで、衛生管理区域外にある死体保管用冷蔵庫に集められ、処理業者によりほぼ毎日回収されていた。保管用冷蔵庫に死体を移動する時間帯は決められており、その時間に堆肥担当の従業員が搬入の補助、保管用冷蔵庫周囲の洗浄及び消石灰散布を実施していた。
- ⑫ 肥育豚区画は原則、建物単位でオールアウトを行っており、アウト後は、除糞・洗浄を行っていた。次の搬入までに時間がない場合は乾燥を優先させるため、消毒を実施しない場合があるとのこと。離乳豚は飼育箱単位でアウトし、除糞・洗浄・消毒・乾燥を行っていた。

（３）野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲は高さ約 1.3m、約 13cm 角（メッシュ幅は下部で狭く、上部になるにつれ広くなる構造）のワイヤーメッシュ柵で覆われていた。車両出入口は消毒ゲートを備えた 1 か所と、消毒ゲートがない 4 か所の計 5 か所だった。消毒ゲートがない出入口 4 か所のうち、3 か所は不使用で、1 か所は堆肥を圃場に搬出する際に使用しており、搬出時には、石灰帯（20m 以上）による車両のタイヤ消毒を実施し、車両が農場に戻る際は消毒ゲートのある出入口を使用していたとのこと。
- ② 防護柵は、設置状況を月に 1 回チェックしているとのこと調査時に破損した箇所は確認されなかったが、草に覆われている箇所が確認された。
- ③ 衛生管理者によれば、衛生管理区域内でイノシシを目撃したことはないが、ネコ等の小動物を見ることがあったとのこと。また、近隣の車道で年に 1～2 回イノシシの目撃があり、近隣の圃場で昨年 12 月に死亡イノシシが発見されたことがあるとのこと（古く検査に適さなかったため検査未実施）。
- ④ 衛生管理者によれば豚舎内ではネズミを見ることがあり、調査時にも確認された。ネズミ対策として月に 1 回業者による駆除が行われている。

（４）臨床症状の経過

- ① 当該農場では、50 日齢前後で豚熱ワクチンを接種していた。
- ② 農場の日報によると、もともと死亡率が高い離乳区画のほかに、4 月から死亡数が増加し、本年 5 月末から死亡数が増え 6 月には前週の 2 倍程度の死亡が見られる別の区画もあった。農場としては、当該離乳区画と導入元の繁殖区画の管理責任者が 4 月に替わったばかりであることや、サーコウイルスの感染や浮腫病を死亡数の増加の原因として疑っていたとのこと。
- ③ このため死亡数が増えた当該離乳区画の飼養管理を仕切り直すため、空舎にすることとし、6 月頃から離乳豚搬入を取りやめ、肥育豚を 2 つの肥育区画に搬出することで、飼養頭数を減らしており、調査時には空舎となっていた。
- ④ 当該離乳区画に移動される予定だった離乳豚は、③の肥育区画の 1 つに移動しており、死亡の増加が確認されていたが、農場によれば本来離乳用豚舎ではないこと、従業員も離乳豚の管理に不慣れであることから、暑熱や給餌のストレスによるものと考えていたとのこと。
- ⑤ 7 月 21 日に当該農場で死亡が増えているとの匿名の連絡が家畜保健衛生所にあり、7 月 22 日に農場に立ち入ったところ、②の死亡数が増えた離乳区画は空舎であったことから③の 2 つの肥育区画を検査した。両区画ともチアノーゼ、パイルアップは認めなかったが、1 つの区画で発咳、削瘦が認められ死亡豚が散見された。
- ⑥ また、農場に飼養状況を確認したところ、死亡頭数が多い離乳区画があるとの説明が

あったことから、当該離乳区画に立ち入ったところ、飼養豚の一部に、発熱、眼瞼浮腫、チアノーゼが確認された。

- ⑦ ③の2つの肥育区画、⑥の離乳区画の病性鑑定ではいずれの飼養豚でも PCR 陽性が確認された。

(以上)